

事業評価シート

担当課・室長：水環境部企画課長

事業名	監視測定体制の充実等
上位施策名	水環境の保全
1 事業の概要	<p>環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められており、水質汚濁の現況を監視測定する必要がある。</p> <p>本事業においては、国、地方公共団体の連携の下に環境基準設定項目等に係る監視などを効果的に実施するため、水質測定計画の策定を推進するとともに、水質測定を適切に実施するための各経費を各自治体へ補助を行う。</p> <p>要監視項目（直ちに環境基準とせず環境データ等の集積に努める物質）については、現在、その環境中濃度について都道府県からの報告を得ているが、環境基本計画において国が監視を効果的に実施する体制を整備することとされている。</p> <p>自治体の協力を得て市民参加により生物指標を用いた河川水質調査を実施している。</p>
2 進捗状況	<p>公共用水域及び地下水において都道府県等の行う水質の常時監視及び計画策定に対し補助を行い、測定結果を集計し公表した。</p> <p>また、要監視項目についても調査結果を公表した。</p> <p>平成 14 年度以降も引き続き各自治体が行う常時監視に対して補助を行い、測定結果を集計し公表する。</p> <p>また、要監視項目についても測定結果を集計し、公表する。</p> <p>平成 11 年度測定地点数(平成 12 年度測定分については集計中)</p> <p>公共用水域；健康項目 5,889 地点 生活環境項目 3,458 水域(8,490 地点) トリアクシ生成能 460 地点 要監視項目 2,161 地点</p> <p>地下水(調査した井戸数)；概況調査 5,199 本 汚染井戸周辺地区調査 1,742 本 定期モニタリング調査 4,156 本</p> <p>平成 13 年度には、地方公共団体が行う水質汚濁防止法に基づく事務について、法定受託事務の処理基準「環境基本法に基づく環境基準の水質汚濁防止法の指定及び水質汚濁防止法の基づく常時監視等の処理基準について」を定めた。</p> <p>生物指標を用いた河川水質調査は、平成 12 年度からは国土交通省と調査方法を統一して全国の河川において実施し、調査結果を集計し公表した。</p> <p>また、平成 14 年度以降も引き続き調査を実施し、調査結果を公表する。</p> <p>平成 12 年度調査結果</p> <p>参加者数 88,690 人(過去最多：前年度比約 20%増) 調査地点数 5,639 箇所(過去最多)</p>

3 評価

環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために、測定地点数は年々増加しているが、測定地点数については、不足はしていないが、さらに監視測定体制を充実する必要がある。予算については、地方公共団体が効果的に測定を実施するためには不足している。
 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素は平成 11 年 2 月に、要監視項目から健康項目へ移行したため、要監視項目の平成 11 年度測定地点数は減少した。)

測定地点数

	S.46 年度	H.元年度	H. 6 年度	H.11 年度
公共用水域				
健康項目	1,966 地点	5,267 地点	5,516 地点	5,889 地点
生活環境項目	407 水域 (1,253 地点)	3,091 水域 (6,814 地点)	3,156 水域 (7,059 地点)	3,458 水域 (8,439 地点)
トリハロメタン生成能 要監視項目			3,580 地点	460 地点 2,161 地点
地下水				
概況調査		3,561 本		5,199 本
汚染井戸周辺地区調査		1,996 本		1,742 本
定期モニタリング調査		1,137 本		4,156 本

水質汚濁防止法に基づく、公共用水域及び地下水の水質汚濁の現況の監視は法定受託事務とされており、それを円滑に実施するため、地方公共団体への監視に要する費用について、その経費の一部を補助することは必要である。

公共用水域及び地下水の水質汚濁の現況を監視測定することにより、水質改善施策等による環境基準の達成状況を把握することができる。また、要監視項目についても調査結果を収集・公表し、その存在状況を把握しているところであるが、毒性等に関する知見の集積を図り環境基準への移行の適否を検討する必要がある。

生物指標を用いた河川水質調査は参加者が増加の傾向にあり、環境教育の側面からもさらに充実する必要がある。

4 予算事項名

- ・水質汚濁未然防止監視事業
- ・簡易水質診断手法推進費
- ・水質環境状況解析推進
- ・水質環境基準等監視費補助
- ・水質測定計画作成費等補助
- ・トリハロメタン生成能監視費補助
- ・地方公害研究所等設備整備
- ・水質汚濁監視測定機器整備
- ・市民参加型水環境モニタリングシステム開発費
- ・水環境中の有害物質に係る総合指標検討調査
- ・水質分析方法検討費

5 対応副施策等

水質総合情報システムの開発等